

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等

～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）（案）（抜粋）

第2 こども施策に関する基本的な方針

(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る【P8】

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を得られるようにし、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、取り組んでいく。声をあげにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を拓けていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点¹を取り入れる。

思想・信条、人種、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守る。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こどもや若者、おとなに対して広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利

を主流化する。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく【P8】

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。

こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、意見を持つことができるようになることが前提であり、意見形成への支援を進める。

虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や乳幼児を含む低年齢のこども、ヤングケアラー、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）など、声をあげにくいこども・若者の意見や、言葉だけでなく様々な形で発する思いや願いについて十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べるができる場や機会を作り、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画に繋がる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線に立って、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していく。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応していく【P9】

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が円滑な社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり円滑な社会生活を

送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、適切な保健、医療、療育、福祉、教育・保育、子育て支援を切れ目なく提供する。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、若い世代にとって、子育てに安心感を持つことができ、ひいては、将来の結婚あるいはこどもを産むことや育てることへの希望と見通しを持つことができるようになることにもつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

(4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする【P9】

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）ⁱⁱの形成を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を円滑に営むことができるように取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難を抱えるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患など

の家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、孤独孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題への対応だけではなく、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者による虐待や養育困難などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）の考えに基づいて、できる限り家庭と同様の養育環境において安定的、継続的な養育を保障する。

支援が必要なこども・若者や家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。支援を必要とするこども・若者や家族が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携してプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、資質強化、専門性の向上、メンタルケアなどを充実させる。

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージに縦断的な重要事項

(6) 児童虐待防止等と社会的養護の推進

(児童虐待防止対策等の更なる強化)【P17】

児童虐待は、こどもの心に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援の推進等により、虐待が起こりこどもが傷つく前に、子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に支援につな

げていく虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に思い悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組む。

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、職員配置を始めとする一時保護所の環境改善を進める。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等において、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うため、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。また、こどもの意見表明の支援やこどもの権利擁護に係る環境整備を推進する。

また、措置解除等の際の親子の生活の再開等を支えるため、親子再統合のための支援の実施を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、こどもの負担軽減等に取り組む。

こうした虐待を受けたこどものケアや要支援・要保護家庭への相談支援などこども家庭福祉分野には、こどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に取り組むとともに、児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援等を進める。

(ヤングケアラーへの支援)【P18】

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらずこども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで【P21】

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援【P28】

地域の中で保護者の子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や情報提供を行う。体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援【P33】

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者などボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士の連携強化を図る。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化【P34】

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方自治体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

i SDGs 実施指針改訂版（令和元年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）において、「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である」とされている。

ii 愛着とは、こどもが怖くて不安なときに身近なおとな（愛着対象）がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台のことをいう。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的信頼感、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。